

平成 17 年度予算編成における

大阪湾ベイエリア開発整備の 重点的な推進について

平成 16 年 11 月

社団法人関西経済連合会会長	秋 山 喜 久
大阪府知事	太 田 房 江
兵庫県知事	井 戸 敏 三
和歌山県知事	木 村 良 樹
大阪市長	關 淳 一
神戸市長	矢 田 立 郎
社団法人関西経済連合会副会長	南 谷 昌二郎
京都府知事	山 田 啓 二
奈良県知事	柿 本 善 也
滋賀県知事	國 松 善 次
徳島県知事	飯 泉 嘉 門
京都市長	榭 本 頼 兼
大阪大学総長	宮 原 秀 夫
京都大学総長	尾 池 和 夫
神戸大学学長	野 上 智 行
大阪府商工会議所連合会会長・大阪商工会議所会頭	野 村 明 雄
兵庫県商工会議所連合会会頭代行・神戸商工会議所会頭代行	太 田 敏 郎
和歌山県商工会議所連合会会長・和歌山商工会議所会頭	島 正 博
社団法人関西経済同友会代表幹事	奥 田 務
財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構常務理事	鈴 木 基 久

財団法人 大阪湾ベイエリア開発推進機構

[地 図]

大阪湾臨海地域開発整備法の対象地域と開発地区

() 平成 16 年 8 月と同じ地図を掲載

大阪湾ベイエリアの開発整備につきましては、平素より格別の御高配と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、平成4年12月に大阪湾臨海地域開発整備法が成立し現在まで、大阪湾ベイエリアにおいては、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境の整備が鋭意推進されてきたところであります。しかしながら、この開発整備を取り巻く環境は、最近の景気回復基調の中でも厳しいものがあります。

一方、政府においては「都市再生」や「構造改革特区」、「地域再生」など、新たな手法による取り組みも動き出しております。

東京圏への諸機能の一極集中を是正し、関西が世界及び我が国の経済、文化の発展に寄与していくためには、こうした新たな取り組みを踏まえ、大阪湾臨海地域開発整備法に基づく支援措置を継続・拡充することにより、民間等の投資を促進し大阪湾ベイエリアの整備を進めていくことが急務と考えております。

平成17年度の国の予算編成におきましては、以下の事項について重点的に実現して頂きますようお願い申し上げます。

平成16年11月

財団法人 大阪湾ベイエリア開発推進機構

会長 秋山喜久

目 次

- 1 税制特例措置の適用期限の延長及び政策金融制度の継続..... 1
- 2 関西国際空港の整備推進..... 2
- 3 関連整備地域の支援制度の拡充..... 2

1 税制特例措置の適用期限の延長及び政策金融制度の継続

大阪湾臨海地域を、世界都市にふさわしい機能と良好な居住環境等を備えた地域として整備促進していくためには、大阪湾臨海地域開発整備法（以下、「ベイ法」という。）に基づく整備計画上の中核的施設の整備が不可欠である。

現在、42の中核的施設のうち26施設が完成または一部完成しているものの、それ以外の施設（現在整備中の2施設を除く14施設）整備については進んでおらず、その周辺整備も遅れている状況にある。

これらの中核的施設の整備を進める上で、事業者へのインセンティブとなる税制等の支援措置は是非とも必要である。ついては、以下の事項について、適用期限延長及び継続をすること。

提言事項

ベイ法に基づく整備計画上の中核的施設に係る課税の特例措置の適用期限（平成17年3月31日）を延長するとともに、政策金融制度を継続すること。

（1）課税の特例措置の適用期限を延長

法人税の特別償却（100分の10）

（2）政策金融制度の継続

日本政策投資銀行の無利子融資等

（大阪湾臨海地域開発整備に関する事業への出融資並びにNTT株の売払収入の活用による無利子融資及び低金利融資）

中小企業金融公庫の融資

2 関西国際空港の整備推進

関西国際空港はわが国唯一の24時間運用が可能な国際拠点空港であり、グローバルな地域間競争の時代を迎える中、これにふさわしい機能と役割が担えるよう整備を着実に推進することは、関西地域はもとより、わが国の将来の発展をも左右する重要課題である。

このようなことから、現在関西国際空港では、二期事業として用地造成工事が進められ、平行滑走路の平成19年供用開始が目標とされている。しかしながら、国の厳しい財政状況のもと、施設整備費の予算計上が議論の焦点となるなど、二期事業の推進については重大な局面を迎えようとしている。

よって、以下の事項について実現すること。

提言事項

関西国際空港の全体構想の早期実現（平行滑走路の平成19年供用開始）に向けて、二期事業の円滑かつ着実な推進が図られるように必要な事業費を確保すること。

3 関連整備地域の支援制度の拡充

関連整備地域に大阪湾臨海地域と同等のインセンティブを付与し、その活性化を図ることにより、大阪湾臨海地域はもとより関西全体の発展に寄与するよう、以下のとおり支援制度を拡充すること。

提言事項

大阪湾臨海地域との有機的かつ効率的な連携に十分配慮しつつ、関連整備地域において開発整備を促進するため、整備計画に定められた一定の施設について、公共投資の重点配分をはじめ、税制及び政策金融上の支援制度の拡充を図ること。

[参考] 大阪湾臨海地域開発整備法の概要

1. 目的

この法律は、大阪湾臨海地域における近年の産業構造の変動等経済的社会的環境の変化に対処して、世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての当該地域の整備等に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、当該地域及びその周辺の地域における活力の向上を図り、もって東京圏への諸機能の一極集中の是正並びに世界及び我が国の経済、文化等の発展に寄与することを目的とする。

2. 定義

(1) 大阪湾臨海地域

大阪湾及びこれに隣接する水域を地先水面とする市町村の区域並びにその区域と接する市町村の区域のうち、「目的」に資する整備等を促進すべき地域で、主務大臣が府県知事の申請に基づき関係行政機関の長に協議して指定した地域

(2) 関連整備地域

大阪湾臨海地域の周辺の地域のうち、大阪湾臨海地域における「目的」に資する整備等と関連して必要となる整備等を促進すべき地域で、主務大臣が府県知事の申請に基づき関係行政機関の長に協議して指定した地域

(3) 開発地区

大阪湾臨海地域のうち次に掲げる地区

- ・大阪湾臨海地域の中核として開発を行う地区
- ・中核的施設並びに公共、公益的施設の整備の用に供する土地の確保が容易な地区
- ・高速自動車国道、空港その他高速輸送に係る施設の利用が容易な地区

(4) 中核的施設

研究施設、展示施設、会議場施設、業務施設、教養文化施設その他の施設であって、開発地区を整備する上で中核となる施設

3. 基本方針

主務大臣は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針を決定する。

4. 整備計画

(1) 整備計画の策定

関係府県知事・政令市長は、基本方針に基づき、関係市町村長、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構その他必要と認める学識経験のある者の意見を聴いて、整備計画を作成し、主務大臣に協議し、同意を求めることができる。

(2) 開発地区の申出

大阪湾臨海地域において法に定める要件に該当する一団の土地を所有する者は、関係府県知事・政令市長に対し、開発地区に適合する旨を申し出ることができる。申出を受けた府県知事・政令市長は、申出者に対し、開発地区として定めた旨及び整備計画を実施する際に配慮すべき事項を通知する。

5. 促進協議会

整備計画の実施の促進に関し必要な協議を行うため、主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事、関係政令市長等からなる協議会を組織する。

6. 公共施設の整備に伴う負担

公共施設の整備を行う者又は地方公共団体は、公共施設の整備その他整備計画の実施により著しく利益を受けることとなる者に対し、その利益に応じた適切な負担を求めることができる。

7. 各種支援及び配慮

(1) 公共施設の整備

(2) 地方債についての配慮

(3) 資金の確保その他の措置

(4) 地方税の不均一課税に伴う措置

(5) 都市計画法等による処分についての配慮

8. 大都市の特例

大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定、基本方針の決定及び変更、整備計画の策定について府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては当該指定都市の長が行う。

9. 主務大臣

国土交通大臣、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣



財団法人 大阪湾ベイエリア開発推進機構

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目18番35号(肥後橋IPビル3F)

TEL (06) 6441-8200 (代表) FAX (06) 6441-8205

(注) 冊子は前ページまでとし、以下2ページは別紙として冊子に挟み込む予定

大阪湾ベイエリア開発整備に関する主な経緯

昭和 62 年	3 月	国土庁、近畿開発促進協議会「新しい近畿の創生計画(すばるプラン)」発表
昭和 62 年	6 月	四全総に大阪湾岸地域の開発整備を位置づけ
昭和 63 年	2 月	近畿圏基本整備計画に大阪湾岸地域の開発整備を位置づけ
平成 元年	4 月	(社)関西経済連合会「グレーター・ベイエリア・ルネサンス構想」発表
平成 元年	9 月	「大阪湾ベイエリア開発推進協議会」(7 府県知事、3 市長、経済団体代表、学識経験者)発足
平成 元年	12 月	国土庁調査結果「阪神臨海地域再開発構想」(昭和 61~63 年)発表
平成 3 年	4 月	大阪湾ベイエリア開発推進協議会「大阪湾ベイエリア開発整備のグランドデザイン」発表
平成 3 年	12 月	「(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構」設立
平成 4 年	12 月	「大阪湾臨海地域開発整備法」制定
平成 5 年	1 月	4 省庁(国土庁、通商産業省、運輸省、建設省)による 「大阪湾岸地域総合整備計画調査」(平成 2~3 年)発表
平成 5 年	8 月	「大阪湾臨海地域開発整備法」の大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定
平成 5 年	10 月	「大阪湾臨海地域開発整備法」の大阪湾臨海地域及び 関連整備地域の整備等に関する基本方針の決定
平成 7 年	3 月	(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構 整備計画に関する委員会 「大阪湾臨海地域の整備等に関する計画に対する提言」発表
平成 7 年	7 月	(財)大阪湾ベイエリア開発推進機構 整備計画に関する委員会 「関連整備地域の整備等に関する計画に対する提言」発表
平成 10 年	3 月	「大阪湾臨海地域開発整備促進協議会」(7 省庁、関係行政機関、7 府県知事、3 市長)発足
平成 10 年	10 月	全地域の整備計画が出揃う
平成 13 年	5 月	「大阪湾ベイエリア開発整備のグランドデザイン」の点検作業 「大阪湾ベイエリア開発整備へのアクション起動に向けて」検討委員会報告
平成 16 年	11 月 現在	整備計画上の中核的施設の整備について、42 施設中、26 施設が 完成または一部完成(それ以外の施設のうち事業中は 2 施設)

財団法人 大阪湾ベイエリア開発推進機構 役員名簿

(敬称略・順不同)

理事	(会 長)	社団法人関西経済連合会会長	秋 山 喜 久
"	(副会長)	大阪府知事	太 田 房 江
"	(副会長)	兵庫県知事	井 戸 敏 三
"	(副会長)	和歌山県知事	木 村 良 樹
"	(副会長)	大阪市長	關 淳 一
"	(副会長)	神戸市長	矢 田 立 郎
"	(副会長)	社団法人関西経済連合会副会長	南 谷 昌二郎
"		京都府知事	山 田 啓 二
"		奈良県知事	柿 本 善 也
"		滋賀県知事	國 松 善 次
"		徳島県知事	飯 泉 嘉 門
"		京都市長	榊 本 頼 兼
"		大阪大学総長	宮 原 秀 夫
"		京都大学総長	尾 池 和 夫
"		神戸大学学長	野 上 智 行
"		大阪府商工会議所連合会会長・大阪商工会議所会頭	野 村 明 雄
"		兵庫県商工会議所連合会会頭代行・神戸商工会議所会頭代行	太 田 敏 郎
"		和歌山県商工会議所連合会会長・和歌山商工会議所会頭	島 正 博
"		社団法人関西経済同友会代表幹事	奥 田 務
"	(常務理事)	財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構事務局長	鈴 木 基 久
監事		兵庫県出納長	五百蔵 俊 彦
"		株式会社三井住友銀行頭取	西 川 善 文